

生活 介護

基本方針

利用者が自立した日常生活等を営むことができるよう、食事等の介護や創作的活動の機会の提供、その他の便宜を適切に行います。

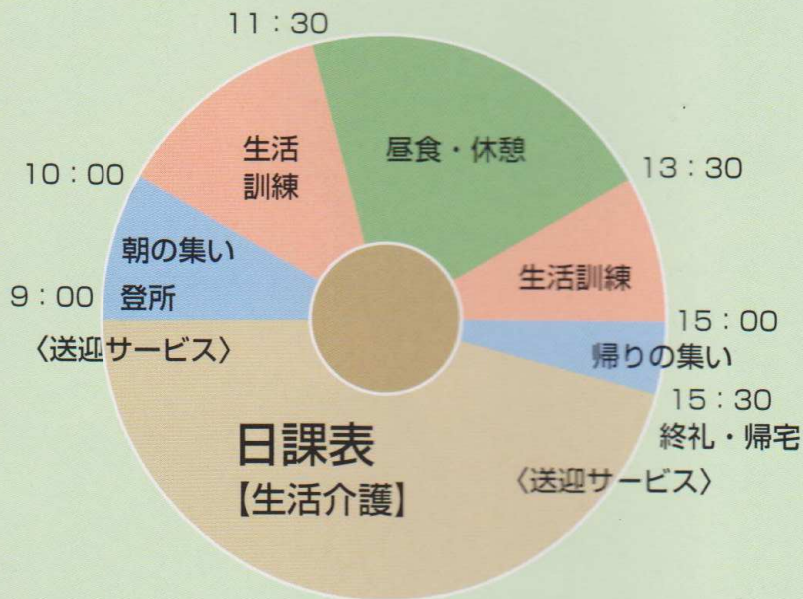
利用者の身体機能の維持・向上の為に、理学療法士による週1回のリハビリテーションを実施しています。
また、希望者にはご自宅まで毎日リフト車・普通車にて送迎サービスを実施しています。



▲創作活動



▲昼食風景



▲機能訓練



▲ききょうサマーフェスティバル



▲地域活動

行事

全員による行事を毎月1回開催し、コミュニケーションと楽しみのある作業所生活を送ることを目的にしています。さらに、地域の一員として生活できるように、日常的に社会参加を促すような支援を行うほか、行事を地域交流の場として位置付け、積極的な参加を呼びかけます。